

燕市児童クラブ条例の一部改正について

燕市児童クラブ条例（平成18年燕市条例第110号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市児童クラブ条例の一部を改正する条例

燕市児童クラブ条例(平成18年燕市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

小中川第一児童クラブ	燕市小古津新26番地
小中川第二児童クラブ	燕市小古津新19番地1

」

を

「

小中川第一児童クラブ	燕市花園町32番1号
小中川第二児童クラブ	燕市花園町32番1号
小中川第三児童クラブ	燕市花園町32番1号

」

に、

「

児童クラブフレンド第二	燕市吉田弥生町1番1号
-------------	-------------

」

を

「

児童クラブフレンド第二	燕市吉田弥生町1番1号
児童クラブフレンド第三	燕市吉田弥生町1番1号

」

に、

「

児童クラブメート	燕市吉田6126番地
----------	------------

」

を

「

児童クラブメート第一	燕市吉田6141番地2
児童クラブメート第二	燕市吉田6141番地2
児童クラブメート第三	燕市吉田6141番地2

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。